



市章

# 大津市公報

平成31年4月26日  
号外(第31号)

発行所 大津市役所  
発行人 大津市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目次

### 大津市議会議長告示

- 2 大津市議会政務活動費交付規程の一部改正..... 1

## 大津市議会議長告示

### 大津市議会議長告示第2号

大津市議会政務活動費交付規程(平成22年議会議長告示第5号)の一部を次のように改正する。

平成31年4月26日

大津市議会議長 中野治郎

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表(第7条関係)		別表(第7条関係)	
- 略 -	- 略 -	- 略 -	- 略 -
備品	<p>1 政務活動に必要なとなる備品(大津市財務規則(平成9年規則第73号)第134条第1項第1号に定めるものをいう。)を導入しようとするときは、任期満了時までのリース契約により対応することを原則とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>購入による場合は、備品購入事前協議書(別記様式第5号)を議長に提出し、購入前に議長の承認を得なければならない。</u></p>	備品	<p>1 政務活動に必要なとなる備品(大津市財務規則(平成9年規則第73号)第134条第1項第1号に定めるものをいう。)を導入しようとするときは、<u>任期満了時までのリース契約又は購入により対応するものとする。ただし、備品を購入するときは、政務活動費による一時的負担が過大になってはならない。</u></p> <p>2 前項の規定により備品を購入するときは、<u>備品購入事前協議書(別記様式第5号)を議長に提出し、購入前に議長の承認を得なければならない。</u></p> <p>3 <u>会派控室に設置するパーソナルコンピュータ及びファクシミリに関連する諸経費については、各会派において調査研究活動に利用される割合とそれ以外の活動に利用される割合を合理的な方法により算定することができないときは、当該経費の2分の1の金額を超えて政務活動費から支出することができない。</u></p> <p>4 <u>前項のパーソナルコンピュータに関連する諸経費は、パーソナルコンピュータ、マウス(パーソナルコンピュータに情報を入力するためのポインティング</u></p>

	<p>3 会派の経理責任者は、会派が政務活動費で購入した備品を備品台帳（別記様式第 6 号）に記載して、その写しを支出伝票に添付するとともに、備品を適正に管理しなければならない。</p> <p>4 会派において用途廃止した備品は、議長において管理するものとする。ただし、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定めるものをいう。）を経過したものについては、備品処分協議書（別記様式第 7 号）を議長に提出し、正当事由があると認められたときは、適正な方法により処分することができる。</p>		<p>・デバイスをいう。）、記録媒体、パーソナルコンピュータ用ソフトウェア、無線 LAN（無線通信を利用して電子データの送受信を行うローカル・エリア・ネットワークをいう。）関係機器、ケーブル、プリンタ、インクカートリッジ、印刷用紙等に係る経費及び初期設定費、維持管理費、修理費、インターネット回線使用料等とする。</p> <p>5 第 3 項のファクシミリに関連する諸経費は、ファクシミリ、トナーカートリッジ、印刷用紙、ケーブル等に係る経費及び初期設定費、維持管理費、修理費、回線使用料等とする。</p> <p>6 会派の経理責任者は、会派が政務活動費で購入した備品を備品台帳（別記様式第 6 号）に記載して、その写しを支出伝票に添付するとともに、備品を適正に管理しなければならない。</p> <p>7 会派の解散等の事情により購入した備品が不要となったときは、その処分の方法について議長と協議しなければならない。</p> <p>8 会派において用途廃止した備品は、議長において管理するものとする。ただし、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定めるものをいう。）を経過したものについては、備品処分協議書（別記様式第 7 号）を議長に提出し、正当事由があると認められたときは、適正な方法により処分することができる。</p>
- 略 -	- 略 -	- 略 -	- 略 -
- 略 -	- 略 -	- 略 -	- 略 -
- 略 -	- 略 -	- 略 -	- 略 -
- 略 -	- 略 -	- 略 -	- 略 -
- 略 -	- 略 -	- 略 -	- 略 -
- 略 -	- 略 -	- 略 -	- 略 -
- 略 -	- 略 -	- 略 -	- 略 -
政務活動費として認めない経費	1 次の各号に掲げる経費については、政務活動費として認めないものとする。 祝金、香典、志等の冠婚葬	政務活動費として認めない経費	1 次の各号に掲げる経費については、政務活動費として認めないものとする。 祝金、香典、志等の冠婚葬

祭及び祝賀会の出席に要する  
経費

見舞、餞別、中元、歳暮、  
電報、年賀状等儀礼に要する  
経費

会議等に伴う飲食経費

親睦会又は飲食を目的とし  
た会合、レクリエーション大  
会等の開催又は参加に要する  
経費

各種団体等の会食だけの出  
席費用

名刺代

携帯電話等の通話料金。た  
だし、議会が指定するタブレ  
ット型端末の通信に係る経費  
(当該経費の 1 / 2 )は除く。

— 新聞代(サロンで閲覧可能  
なもの)

— 海外視察旅費

— 自家用車燃料費(市外旅行  
において自家用車を利用した  
場合を除く。)

— 党大会への出席に要する経  
費及び党大会賛助金等に要す  
る経費

— 政党活動及び県連活動に要  
する経費

— 政党組織の事務所の設置及  
び維持に要する経費

— 政党の広報紙、パンフレッ  
ト、ビラ等の印刷及び発送等  
に要する経費

— 選挙運動及び選挙活動に要  
する経費

— 各種選挙時の各種団体への  
支援依頼活動経費、選挙ビラ  
作成等に要する経費

— 後援会活動に要する経費

— 後援会事務所及び個人事務  
所の設置並びに維持に要する  
経費

後援会の広報紙、パンフレッ

祭及び祝賀会の出席に要する  
経費

見舞、餞別、中元、歳暮、  
電報、年賀状等儀礼に要する  
経費

会議等に伴う飲食経費

親睦会又は飲食を目的とし  
た会合、レクリエーション大  
会等の開催又は参加に要する  
経費

各種団体等の会食だけの出  
席費用

名刺代

携帯電話等の通話料金。た  
だし、議会が指定するタブレ  
ット型端末の通信に係る経費  
(当該経費の 1 / 2 )は除く。

パーソナルコンピュータ及  
びファクシミリ並びにその関  
連機器の処分に係る費用

会派控室において政務活動  
に使用するパーソナルコンピ  
ュータで議員が個人で全額を  
支出して購入したものにイン  
ストールするパーソナルコン  
ピュータ用ソフトウェアの購  
入に要する経費

— 新聞代(サロンで閲覧可能  
なもの)

— 海外視察旅費

— 自家用車燃料費(市外旅行  
において自家用車を利用した  
場合を除く。)

— 党大会への出席に要する経  
費及び党大会賛助金等に要す  
る経費

— 政党活動及び県連活動に要  
する経費

— 政党組織の事務所の設置及  
び維持に要する経費

— 政党の広報紙、パンフレッ  
ト、ビラ等の印刷及び発送等  
に要する経費

— 選挙運動及び選挙活動に要  
する経費

— 各種選挙時の各種団体への  
支援依頼活動経費、選挙ビラ  
作成等に要する経費

— 後援会活動に要する経費

— 後援会事務所及び個人事務  
所の設置並びに維持に要する  
経費

(21) 後援会の広報紙、パンフレッ

<p>ト、ピラ等の印刷及び発送等に要する経費</p> <p>— 私的な旅行、観光等に要する経費</p> <p>(21) 冷蔵庫等、政務活動に直接必要としない備品の購入等に要する経費</p> <p>(22) 議員が個人的に参加している団体の資格を得るための会費又は会合への参加費</p> <p>(23) 活動自体が政務活動に関連しない団体の会費</p> <p>(24) 公職選挙法等の法令の制限に抵触する経費</p> <p>(25) 条例及び規程に個別明示されていない議員個人に支給する経費</p> <p>(26) 宛先が特定できない切手の購入経費</p> <p>(27) 前各号に掲げるもののほか、社会通念上妥当性を欠いた経費</p>	<p>ト、ピラ等の印刷及び発送等に要する経費</p> <p>(22) 私的な旅行、観光等に要する経費</p> <p>(23) 冷蔵庫等、政務活動に直接必要としない備品の購入等に要する経費</p> <p>(24) 議員が個人的に参加している団体の資格を得るための会費又は会合への参加費</p> <p>(25) 活動自体が政務活動に関連しない団体の会費</p> <p>(26) 公職選挙法等の法令の制限に抵触する経費</p> <p>(27) 条例及び規程に個別明示されていない議員個人に支給する経費</p> <p>(28) 宛先が特定できない切手の購入経費</p> <p>(29) 前各号に掲げるもののほか、社会通念上妥当性を欠いた経費</p>
<p>- 略 -</p>	<p>- 略 -</p>
<p>ト、ピラ等の印刷及び発送等に要する経費</p> <p>(22) 私的な旅行、観光等に要する経費</p> <p>(23) 冷蔵庫等、政務活動に直接必要としない備品の購入等に要する経費</p> <p>(24) 議員が個人的に参加している団体の資格を得るための会費又は会合への参加費</p> <p>(25) 活動自体が政務活動に関連しない団体の会費</p> <p>(26) 公職選挙法等の法令の制限に抵触する経費</p> <p>(27) 条例及び規程に個別明示されていない議員個人に支給する経費</p> <p>(28) 宛先が特定できない切手の購入経費</p> <p>(29) 前各号に掲げるもののほか、社会通念上妥当性を欠いた経費</p>	<p>ト、ピラ等の印刷及び発送等に要する経費</p> <p>(22) 私的な旅行、観光等に要する経費</p> <p>(23) 冷蔵庫等、政務活動に直接必要としない備品の購入等に要する経費</p> <p>(24) 議員が個人的に参加している団体の資格を得るための会費又は会合への参加費</p> <p>(25) 活動自体が政務活動に関連しない団体の会費</p> <p>(26) 公職選挙法等の法令の制限に抵触する経費</p> <p>(27) 条例及び規程に個別明示されていない議員個人に支給する経費</p> <p>(28) 宛先が特定できない切手の購入経費</p> <p>(29) 前各号に掲げるもののほか、社会通念上妥当性を欠いた経費</p>
<p>- 略 -</p>	<p>- 略 -</p>

**附 則**

この告示は、平成31年 5 月 1 日から施行する。